

# 今治看護専門学校学則施行細則

平成20. 4. 1制定

令和 4. 4. 1改定

令和 5. 4. 1改定

(趣旨)

第1条 この細則は、今治看護専門学校学則(以下「学則」という。)の施行に関し、必要な事項を定める。

(授業科目の履修)

第2条 学則第7条別表に規定する授業科目は、すべて必修とする。

2 授業時間は、1時限につき45分とする。

3 授業ごとに出席を確認する。

(学科試験)

第3条 学則第9条に規定する学科試験は、次のとおりとする。

(1) 第一・第二看護学科

ア 授業科目については、各学期末又は必要に応じて行う。

イ 学科試験の方法は、筆記、口頭、レポート、実技等とする。

ウ 学科試験に対する評価は、優(80点以上)・良(70点以上80点未満)・可(60点以上70点未満)及び不可(60点未満)とし、可以上を合格とする。

エ 筆記による試験は、原則として1科目につき50分とする。

オ やむを得ない理由により試験開始後30分以内の遅刻をした者については、受験を認める。ただし、試験の時間は延長しない。

カ 試験中の退場は、試験開始後30分を経過しなければならない。

(2) 准看護科

ア 授業科目については、必要に応じて行う。

イ 学科試験の方法は、筆記、口頭、レポート、実技等とする。

ウ 学科試験に対する評価は、60点以上を及第とする。

エ 筆記による試験は、原則として1科目につき45分とする。

オ やむを得ない理由により試験開始後30分以内の遅刻をした者については、受験を認める。ただし、試験の時間は延長しない。

カ 試験中の退場は、試験開始後30分を経過しなければならない。

(追試験)

第4条 学則第9条第3項に規定する追試験は、次のとおりとする。

(1) 追試験を受けることができる者は、病気その他やむを得ない理由により第3条の学科試験を受けることができなかった者とする。

(2) 追試験を受けることを希望する者は、別に指定する日までに追試験願を提出しなければならない。

(3) 正当な理由なく、又はあらかじめ届け出ることなく学科試験を受けなかった者は、追試験を受けることはできない。

(4) 追試験の成績評価は、得点の8割とする。

(再試験)

第5条 学則第9条第5項に規定する再試験は、次のとおりとする。

(1) 再試験を受けることができる者は、第3条の学科試験又は第4条の追試験において不合格となった者とする。

(2) 再試験を受けることを希望する者は、成績判定の後、再試験願を提出しなければならない。

(3) 再試験は、原則として1回限りとする。

(4) 再試験は、得点が60点以上を合格とし、この場合において成績評価は60点とみなす。

(試験の不正行為)

第6条 学科試験、追試験又は再試験の受験中に不正行為を行った者に対しては、その試験の得点を0点にするとともに学則第31条に規定する懲戒を行う。

(実習の評価)

第7条 学則第9条に規定する実習の評価は、実習指導者及び専任教員が平素の実習状況及び内容、提出された諸記録並びにレポート等により総合的に行う。

2 学校長は、実習の評価が不合格の者に対して、再実習を行うことがある。

3 第3条第1号ウ及び同条第2号ウの規定は、実習評価について、第5条第4号の規定は、再実習の評価について準用する。

(授業科目履修の制限)

第8条 第一看護学科にあつては、学則第10条第1項の規定にかかわらず、学校長は、特定の授業科目について、一定の他の授業科目の単位を修得していない場合は、その履修を認めないことがある。

2 第二看護学科にあつては、1学年の基礎看護学実習の単位を修得していない場合は、2学年の実習の履修を認めないことがある。

(授業科目の認定)

第9条 第一・第二看護学科にあつては、学則第10条第3項に規定する一つの授業科目に係る出席時間数が所定の3分の2以上ある場合であっても、所定の授業時間数に満たないときは、学科試験、実習評価等の結果にかかわらず、再履修しなければ当該授業科目について合格しないことがある。

(補習)

第10条 准看護科にあつては、欠課又は欠席により学科又は実習が所定時間数に満たない場合は、当該学科又は実習について補習を受けなければならない。

2 前項の規定は、第12条に規定する特別の欠席であっても同様とする。

3 臨地実習の補習は、原則として季節休暇に実施する。

(欠席、欠課、遅刻等)

第11条 欠席、欠課、早退又は遅刻についての取扱いは、次のとおりとする。

(1) 学生・生徒は、欠席、欠課、早退又は遅刻をする場合は、別に定めるところにより事前に学校長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に届け出ることができなかった場合は、事後においてすみやかに届け出るものとする。

(2) 前号の欠席について、病気又は負傷により引き続き7日間以上欠席する場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(3) 授業開始後、出席しなかった時間が1時限につき30分を超える場合は、欠課として取扱う。

(4) 授業開始後、出席しなかった時間が1時限につき30分以内の場合は、遅刻又は早退として取扱う。

(特別の欠席)

第12条 学則第23条各号に規定する学校長が定める欠席は、次のとおりとする。

(1) 学校保健法(昭和33年法律第56号)第22条第3項において準用する同法第12条の規定により出席停止をさせる場合の欠席

(2) 非常災害、交通機関の途絶その他不可抗力によると認められる場合の欠席

(3) 看護師国家試験、准看護師試験、入学試験又は就職試験を受験する場合の欠席

(4) 健康診断(入学試験、就職試験を受験するためのものに限る。)を受診する場合の欠席

(5) 忌引きの場合の欠席

|        |                   |    |
|--------|-------------------|----|
| 忌引きの日数 | ア 一親等(父母、子供)      | 3日 |
|        | イ 二親等(兄弟、姉妹)      | 2日 |
|        | ウ 祖父母、伯(叔)父、伯(叔)母 | 1日 |
|        | エ 配偶者             | 5日 |

(6) 学校長が特別の事情があると認める欠席

(入学の方法)

第13条 学則第14条に規定する入学の方法は、次のとおりとする。

- (1) 一般入学 ア 一般入学  
イ 一般社会人入学 20歳以上の者
- (2) 推薦入学 高等学校(中等教育学校を含む。)校長の推薦による者  
(入学前の既修得科目の認定)

第14条 学則第11条に規定する学校等は、次のとおりとする。

放送大学、その他の大学若しくは高等専門学校又は次に掲げる資格に係る学校若しくは養成所で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「指定規則」という。)別表第3及び第3の2に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で本校における履修に替えることができる。

- ・歯科衛生士
- ・診療放射線技師
- ・臨床検査技師
- ・理学療法士
- ・作業療法士
- ・視能訓練士
- ・臨床工学技士
- ・義肢装具士
- ・救急救命士
- ・言語聴覚士

なお、指定規則別表3備考2及び別表3の2備考3にかかわらず、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第39条第1号の規定に該当する者で本校に入学した者の単位の認定については、社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)別表第4に定める基礎分野に限り本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、本校における履修に替えることができる。

(転入学志願者)

第15条 第一看護学科・第二看護学科

- (1) 学則第18条第2項に規定する学校長が定める書類は、次のとおりとする。
  - ア 転入学志願者が現在在学し又は従前在学していた看護師養成所等(以下「従前在学校」という。)の長が発行する既履修授業科目及び既修得単位数に関する証明書並びに成績証明書
  - イ 従前在学校の長が発行する健康に関する記録
- (2) 学則第18条第4項に規定する転入学者の既履修科目、既修得単位数及び修業必要年数は、次に掲げる基準により教務会議を経て学校長が決定する。
  - ア 医療系学校からの転入学者 学則別表中の基礎分野及び専門基礎分野の科目並びに所定単位
  - イ 修業必要年数は、転入学者の科目及び単位の修得状況による。

## 2 准看護科

- (1) 学則第18条第2項に規定する学校長が定める書類は、次のとおりとする。
    - ア 転入学志願者が現在在学し又は従前在学していた准看護師養成所等(以下「従前在学校」という。)の長が発行する既履修授業科目及び既修得時間数に関する証明書並びに成績証明書
    - イ 従前在学校の長が発行する健康に関する記録
- (氏名、住所等届)

第16条 学生・生徒は、入学後、本人、父母又は親族・保証人の氏名・住所等の記載事項を変更しようとするときは、学校長に氏名・住所等変更届を提出しなければならない。

(学校納入金)

第17条 学則第29条に基づく受験料、入学金、授業料及びその他の納入金の金額については、学校運営委員会が決定する。

- 2 学生・生徒は、在学中に授業料等について改正があった場合は、以後改正後の金額を納入しなければならない。
- 3 休学期間中は、授業料を徴収しない。ただし、当該期間中は、別に定める金額を納入しなければならない。

(表彰)

第18条 学則第30条の規定により、学校長は、次の表彰を行うことができる。

- ア 学校長賞：品行方正かつ学業成績優秀である者
- イ 皆勤賞：在学期間を通じて、無遅刻、無欠席の者

(防災)

第19条 非常災害時に対応するため年1回避難訓練を実施する。

- 2 非常災害に遭遇したときは、学校長の指示に従い所定の避難場所へすみやかに移動する。
- 3 防災管理については、別に定める。

(会議)

第20条 学則第27条に規定する会議は、次のとおりとする。

- (1) 学校運営委員会
- (2) 学校問題処理委員会
- (3) 入試委員会
- (4) 教務会議
- (5) 履修・単位認定会議；進級認定会議
- (6) 卒業認定会議
- (7) 臨床実習指導者会議
- (8) 点検評価委員会
- (9) 学校評価委員会
- (10) 講師会議

- 2 前項に規定する各会議の内容は、それぞれの規程で定める。

(雑則)

第21条 図書管理及び校舎管理に関する規定は、別に定める。

- 2 この細則に定める届出事項は、別に定める様式によるものとする。

附 則

この細則は、平成20年9月22日から施行する。

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

この細則は、令和5年4月1日から施行する。